

第 1664 回 (1 月 16 日)
92 年 CAP 改革後のイギリス農業政策

柘 植 徳 雄

1) 92 年の CAP (共通農業政策) 改革は EU 農政史上の大変革であった。92 年改革をはじめとする最近の農政改革によって、イギリスの農業政策はどのような展開を見せたのか。

2) 92 年 CAP 改革の最大の柱は耕種作物制度の改革であった。これは大幅な価格引き下げ、耕種面積支払いによる直接所得補償、所得補償の要件たるセット・アサイド (15%) から成っていた。ただし、地域平均単収で 92 t 以下相当の面積の生産者についてはセット・アサイドを免除させる小規模生産者の保護規定があった (簡易制度)。小規模生産者を上回る規模の者も、作物種類、面積、単収、価格水準などによっては簡易制度を利用した。

セット・アサイドで注目されるのは、95/96 年度からセット・アサイド義務の譲渡制度が導入されたことである。ただし、譲渡は 20 km 以内の別の農場あるいは環境的理由から譲渡対象に指定された地域に適格地を持つ農場に限定された。後者は、1995 年 6 月の農場植林事業、硝酸塩汚染監視地域事業および野生生物生息地事業のセット・アサイド面積へのカウントとともに、セット・アサイドの環境保全的運用を示すものとして注目される。

3) 92 年 CAP 改革における価格・市場制度の改革にはそのほかに牛肉・羊肉制度の改革があった。牛肉・羊肉制度でも、価格引き下げとその代償としての奨励金の増額が行われた。繁殖牛奨励金と雌羊奨励金にはクォータ制度が導入され、譲渡・賃貸借制度が設けられた。牛乳のクォータ制度との違いは、譲渡の場合に土地との切り離しが認められたことである。そのほか、肉牛特別奨励金および

雌羊奨励金の場合には、奨励金交付の条件として飼養密度制限が設けられ、積極的な飼養密度引き下げに対しては奨励金の上乗せ支給が制度化された。こうしたクロス・コンプライアンスによって、肉牛・羊肉制度では環境保全が志向された。

4) 92 年の CAP 改革では、付帯措置として農業環境施策の導入が各国に義務づけられた。イギリスでは、ESA の増設、ESA における市民アクセス機会の創設、新規の硝酸塩汚染防止措置の導入、ムーアランド事業の導入、カンントリーサイド・アクセス事業の導入、野生生物生息地事業の導入、有機農業助成事業の導入が行われた。イギリスは農業環境政策に熱心であり、92 年 CAP 改革とは別に、カンントリーサイド・スチュワードシップ事業、野生生物増進事業などが導入された。

5) 92 年市場統合による地域間経済格差拡大に対する懸念を背景に、89 年に構造関連基金改革が行われ、第 1 フェーズ (89~94 年) が発足した。構造関連基金の目標 1 および目標 5b が農村地域開発政策を掲げた。農業経営多角化政策が 1988 年に導入されたが、93 年には廃止され、構造関連基金の第 2 フェーズ (94~99 年) における目標 1 および 5b に継承された。イギリス農村の動きとして、70 年代以降の農村人口の増加傾向が注目される。これは地域・農村政策のあり方を考えるうえで重要であるし、環境問題の発生とも関係がある。

6) 最後は規制緩和の動きについて。ミルク・マーケティング・ボードは任意参加型の協同組合組織に再編された。ボードが乳業の発展を阻害したこと、委託加工方式による抜け道が作り出されたこと、政府の規制緩和路線と抵触したことなどが背景にあった。農地賃貸借規制についても、借地期間および借地料が当事者間の自由契約に任されるようになった。

(現・東北大学)